

2025 年 5 月 9 日 全 8 頁

若者の奨学金返済の不安をどう解消するか

給付奨学金の拡充、貸与奨学金は有利子から無利子への流れを加速

政策調査部 研究員 佐川 あぐり

[要約]

- 奨学金は学生を対象に学資の給付や貸与を行う制度で、今や 2 人に 1 人が利用している。多くは独立行政法人日本学生支援機構が実施する返済義務のある貸与奨学金で、利用者は卒業後に返済を開始しているが、将来の返済に不安を感じている人々が多い。このことは、利用者の貯蓄や結婚といった生活設計への意識にも影響を与えており、晩婚化、少子化、そして高齢期の貧困につながる可能性が示唆されている。
- 利用者の返済に対する不安は、2000 年代以降、延滞率の上昇と共に強まっていたとみられ、政府も対策を進めてきた。返還金の回収強化策や、返済負担を軽減する制度の導入、見直しが実施され、延滞率は足元にかけて低下している。有利子奨学金に比べて返済条件の有利な無利子奨学金の拡充、返済義務のない給付奨学金の導入も進められた。有利子奨学金の事業規模が縮小する中、特に給付奨学金の受給者は大幅に増加している。
- だが、利用者の不安は未だ強く、今後は利用者の不安軽減を図るための実効性ある施策を実施する必要がある。まずは給付奨学金の事業規模をさらに拡大し、貸与奨学金における有利子から無利子への流れを加速させていくことが重要だ。また、近年は地方公共団体や企業が奨学金の返済を支援する動きも広がっており、新しい返済支援の仕組みとして期待できるのではないか。もっとも、これまでの制度拡充や新たな仕組みについて国民の認知度は低い。周知徹底を強化し、支援が必要な層へ確実に支援を提供できる制度のあり方を目指すべきだろう。

1、 奨学金の現状

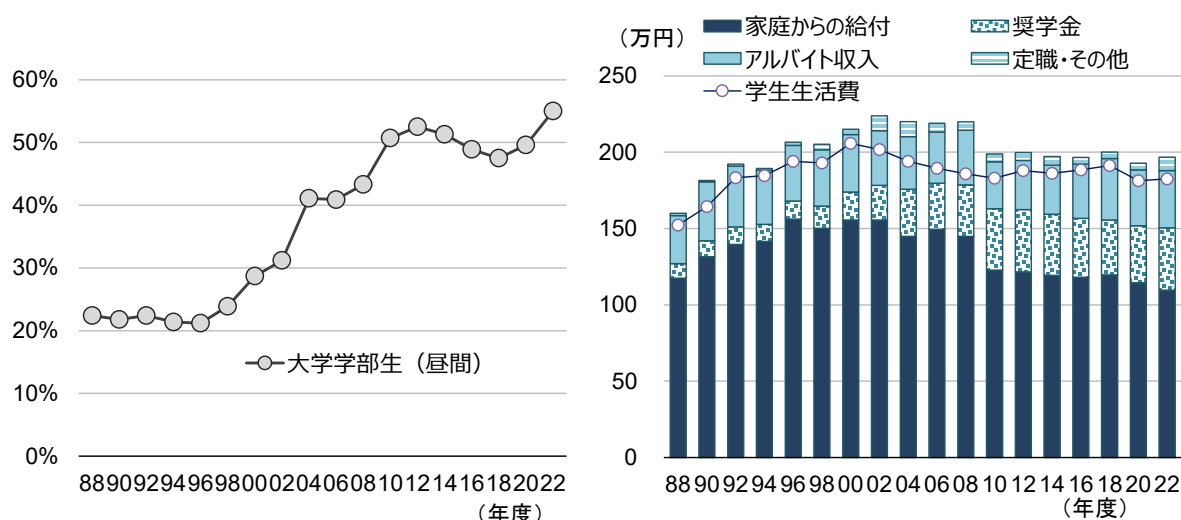
(1) 2 人に 1 人が奨学金を利用、低収入の家庭における経済的負担の支援となっている

奨学金は、経済的な理由や家庭の事情で進学への格差が生じないよう、進学意欲のある学生を対象に学資の給付や貸与を行う制度である。独立行政法人日本学生支援機構（以下、JASSO）が行う国の奨学金事業に加え、学校や地方公共団体、公益団体や営利法人などの団体も奨学金事業を実施している。

JASSO が公表する「学生生活調査」によると、これらの奨学金を1つ以上受給したと回答する大学生（学部、昼間、以下同じ）の割合は1988年から1990年代にかけて2割強だったが、2000年代に入って一気に高まった。2010年以降は5割前後の水準が続き、2022年度はこれまでで最も高い55.0%となっている（図表1左図）。今や2人に1人の大学生が奨学金を利用している。

授業料等の学費や生活費を合わせた学生生活費は、家庭からの給付やアルバイト収入、奨学金などで賄われている。「学生生活調査」をもとに大学生の収入の状況を見ると、家庭からの給付が最も多いが、2000年代以降は減少傾向にある。一方、増えているのが奨学金である（図表1右図）。この点、家庭の年間収入別に奨学金受給者の割合や学生の収入状況を見ると、収入が低い家庭ほど奨学金受給者の割合が高く、家庭からの給付額は少ない傾向が示されている。奨学金は、特に低収入の家庭における経済的負担の支援につながっていると考えられる。

図表1 奨学金受給者の割合【左図】、学生生活費の収入源の内訳【右図】



（出所）独立行政法人日本学生支援機構「学生生活調査」をもとに大和総研作成

(2) JASSO の貸与奨学金の利用者は、将来の返済に不安を感じている

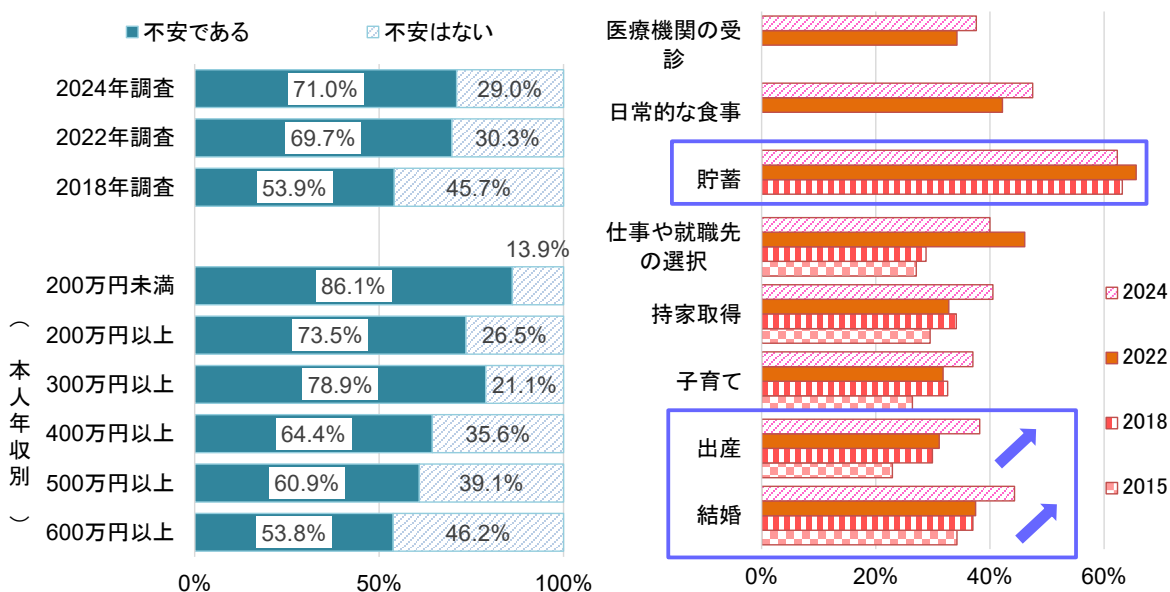
利用されている奨学金制度の多くは JASSO が実施する国の貸与奨学金¹である。JASSO の奨学金は、1943（昭和 18）年に創立された財団法人大日本育英会の奨学金事業に端を発し、無利子の貸与型奨学金（第一種）としてスタートした。その後、学生数の増加や貸与希望者数の増大に対応するため、1984（昭和 59）年に有利子の貸与型奨学金（第二種）が創設された。給付型奨学金は 2017（平成 29）年に創設されたが、それ以前は返済義務のある「貸与型」のみであり、事業の中心は貸与奨学金である。

¹ 2019 年度における奨学金事業実施団体別に見た事業額や受給者数は、学校や地方公共団体などの団体をまとめると 1,325 億円、45.4 万人であるのに対し、JASSO は 9,859 億円、131.3 万人と事業規模が圧倒的に大きい。出所：独立行政法人日本学生支援機構「令和元年度奨学事業に関する実態調査報告」（2021 年 9 月）「奨学事業に関するデータ集」（2025 年 1 月）

貸与奨学金は返済の義務があるため、利用者は卒業後に返済を開始する。しかし、将来の返済に不安を感じている人々は多い。労働者福祉中央協議会「高等教育費や奨学金負担に関するアンケート報告書」（2024年6月実施）によれば、JASSOの貸与奨学金の利用者（返済が終わっていない）で、今後の返済に関して不安を感じている人は7割にのぼり、過去の調査と比較するとその割合は高まっている（図表2左図）。特に、本人の年収別で見ると年収が低い層で、奨学金借入額別で見ると借入額が比較的大きい層で、また、雇用形態別では非正規雇用で働く層で、不安を感じている人の割合が高い傾向が見られる。収入の低さや借入額の大きさ、雇用の不安定さなどが将来の返済に関する不安につながっているようだ。

このことは、利用者の今後の生活設計への意識にも影響を与えている（図表2右図）。特に影響が大きいのが「貯蓄」だ。社会人になっても奨学金の返済のために貯蓄に回す余裕がなく、将来の備えを十分にできていない人々は少なくないだろう。また、「貯蓄」以外にも「結婚」や「出産」に対する意識への影響は年々高まっている。経済的な不安が強ければ、結婚や出産、子育てといった将来のライフステージを描きにくいのではないかと。返済の負担により十分な貯蓄を形成できていないことは、晩婚化、少子化、高齢期の貧困につながる可能性が示唆される。

図表2 返済に関する今後の不安度【左図】と奨学金返済による生活設計への影響【右図】



（注）左図下のグラフは2024年調査の年収別結果である。

（出所）労働者福祉中央協議会「高等教育費や奨学金負担に関するアンケート報告書」（2024年6月実施）をもとに大和総研作成

2、これまでの政府の取り組み

もっとも、奨学金の返済に対する利用者の不安は、2000年代以降、延滞者が増加してきた頃からすでに強まっていたといえる。背景には、1990年代以降のバブル崩壊による景気低迷の中、新卒採用求人数の大幅な減少で卒業後に正規雇用などの安定的な職に就けなかった人々が多く、奨学金の返済が困難になってしまったことなどがある。延滞者は貸与を受けた元本に加え、延

滞金も支払わなくてはならず、さらに返済負担は重くなる。また、利用者からの返還金は次の世代の貸与奨学金の原資となるため、延滞額の増加は財政面からも問題である。2000 年代以降の延滞者、延滞額の増加は、大きな社会問題として捉えられ、政府は対策を進めてきた。以下では、その内容を確認する。

2000 年代以降の延滞者の増加については、景気低迷の影響だけでなく、返還金の回収における JASSO の対応不足も指摘されていた。そこで、JASSO は 2007 年に「奨学金の返還促進に関する有識者会議」を設置し、同会議による提言（2008 年 6 月に報告書を公表）を踏まえ、延滞の解消を目的とした返還金の回収強化策を進めた。

具体的には、延滞を早期に解決するため、督促等にかかる通知や架電を早期に集中的に実施し、回収効果の見込める初期延滞債権について民間委託を実施するなど業務効率化が進められた。また、法的措置の対象者を従来の延滞 1 年以上から 9 ヶ月以上の者として法的措置に移行する時期を早期化し、原則全ての者に法的措置を講ずるなど、法的措置の徹底も図られた。2010 年度には 3 ヶ月以上の延滞者の個人情報と個人信用情報機関へ登録する運用も開始した²。これは、社会生活上のペナルティともいえるが、一方で奨学金の延滞者が多重債務に陥る事例もあり、それを防ぐための措置でもある。こうした回収強化策を実施して以降、督促や法的措置への対応の早期化などが効果を生み、延滞率は低下傾向にある。

それと同時に、より返済しやすい仕組みの導入も進められた。JASSO では、災害、傷病、その他経済的理由により返済が困難な者に対する救済措置として、返済を止めて一定期間先送りできる「返還期限猶予制度」を用意しているが、2011 年に新たに「減額返還制度」が導入された。返済が困難な者の中で、当初設定した割賦金を減額すれば返済可能という者に対し、減額した額での返済を認めるというものである。返済総額は変わらないため、減額分に応じて返済期間は長くなるが、毎月の返済負担を小さくできる。2011 年は 1/2 の減額のみ可能であったが、その後、2017 年度には 1/3、2024 年度には 2/3、1/4 の減額も認められている。

2014 年度には、2013 年 4 月に設置された「学生への経済的支援の在り方に関する検討会」（文部科学省高等教育局）の提言を踏まえ、返還期限猶予制度を適用できる年数の延長（通算 5 年⇒10 年）や適用基準の緩和のほか、延滞金の賦課率の引き下げ（年 10%⇒年 5%）³など、救済措置の充実策が図られた。また、同検討会における今後の改善策の一つとして具体化されたのが、前年の所得に応じて毎月の返済額が変動する「所得連動返還方式」である。2016 年導入のマイナンバー制度との連動で実現し、2017 年度から無利子奨学金の利用者⁴を対象に導入された。所得が少ない時には返済額を小さく、所得が多い時には返済額が大きくなる仕組みであり、低所得層に対する実質的な返済負担の軽減策となる（所得額にかかわらず月額 2,000 円を返済）。

² 新たに返還を開始する場合は、返還開始から 6 ヶ月経過した時点で延滞 3 ヶ月以上の場合に登録される。登録の判定は、返還開始から 6 ヶ月が経過して以降は、毎月実施される。

³ 2020 年 4 月以降は、延滞金の賦課率が、年 5%から年 3%へ引き下げられた。

⁴ 無利子奨学金の利用者は、毎月定額を返済する「定額返還方式」と「所得連動返還方式」のいずれかを選択できる。

また、同検討会では無利子奨学金制度の拡充も提言された。前述のように、JASSO の奨学金制度は 1943 年に無利子奨学金から始まり、学生数の増加や貸与希望者数の増大に対応するため、1984 年に有利子奨学金が創設された。その後は、増大し続ける貸与希望者に対し政府が有利子奨学金の事業規模を拡大させたことにより、貸与基準を満たしているにもかかわらず貸与を受けられない学生等の存在はほぼ解消され、希望者全員への貸与が実現したとみなされている。

しかし、有利子奨学金は利子分の返済が必要な分、無利子奨学金と比べて返済の負担は大きい(図表 3)。さらに貸与月額は 2～12 万円の範囲内で選択可能と、無利子奨学金の貸与額より大きく、返還の仕組みをよく理解していなかったり、家庭からの給付が十分に受けられなかったりする学生等の貸与額が高額になりやすい可能性も指摘できる。一方で、無利子奨学金は、有利子奨学金と比べて貸与基準(学力・家計)は厳しいが、返還利率は無利子であり、返還方法として「所得連動返還方式」が導入されるなど、返済条件は有利に設定されている。

同検討会の 2014 年の報告書⁵には「意欲と能力のある学生等が経済的な事情により進学を断念することのないよう、教育を受ける機会を保障するという奨学金の本旨に立ち返れば、機構の貸与型奨学金は無利子奨学金が根幹となるべきものであって、有利子奨学金はその補完的な役割を担うべきものである」と明記された。この考え方に沿った形で、無利子奨学金の貸与額、貸与人員の拡充が進められた。

図表 3 JASSO の貸与奨学金の概要

	貸与型	
	第一種（無利子）	第二種（有利子）
学力基準	・ 高校成績3.5以上<1年生> ・ 本人の所属する学部（科）の上位1/3以内<2年生以上>	次のいずれかに該当する者 ・ 平均以上の成績 ・ 特定の分野において特に優秀な能力を有する ・ 学修意欲がある
家計基準	家族構成等により異なる ・ 約800万円 ※私立大学、自宅通学・給与所得者・4人世帯の場合の収入限度額の目安	家族構成等により異なる ・ 約1,140万円 ※私立大学、自宅通学・給与所得者・4人世帯の場合の収入限度額の目安
貸与額（選択制）	・ 2、3、4、5.4万円 ※私立大学、自宅通学の場合	・ 2～12万円 (1万円刻みで選択可能)
返還期間	卒業後20年以内 ※所得連動返還方式を選択の場合、卒業後の所得に応じて変動	卒業後20年以内 ※貸与総額によって決定
返還利率	無利子	上限3%（在学中は無利子） <令和7年3月貸与終了者> ・ 利率見直し：1.100% ・ 利率固定：1.641%

(注) 大学学部生が対象。

(出所) 文部科学省ウェブサイト、独立行政法人日本学生支援機構ウェブサイトをもとに大和総研作成

⁵ 学生への経済的支援の在り方に関する検討会「学生への経済的支援の在り方について」（2014年8月29日）

さらに、同検討会の提言を受けて、2017 年度には、経済的な理由により修学が困難な学生等の世帯（住民税非課税世帯）を対象に返還義務のない「給付奨学金制度」が創設された。2020 年度には給付対象となる世帯の所得要件の引き上げや支給金額の拡大、入学金・授業料の減免制度の導入なども実施された。2024 年度には年収要件を満たす多子世帯（扶養する子供が 3 人以上いる世帯）などが新たな支援対象となり、さらに 2025 年度には対象となる多子世帯の年収要件を撤廃し、入学金・授業料の減免を受けられるように制度が拡充された。

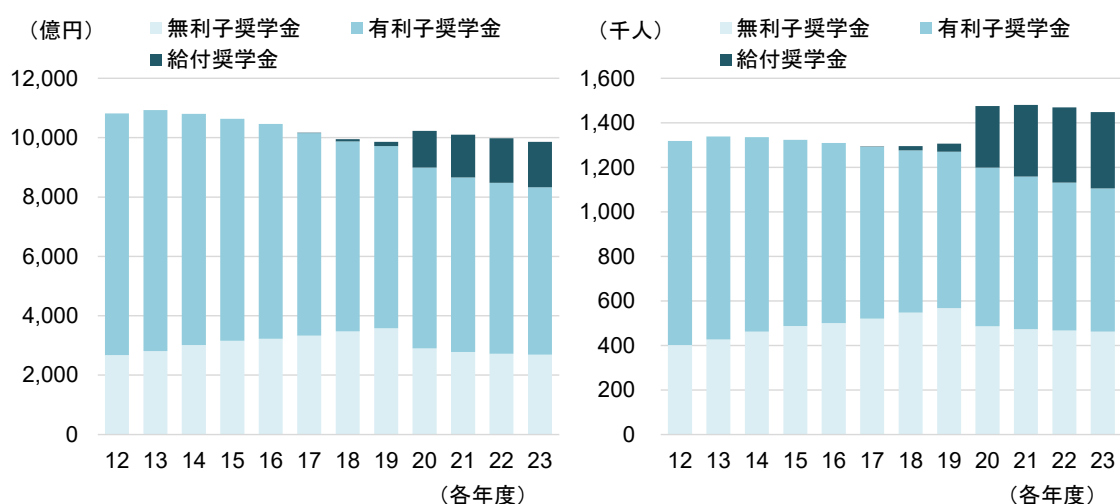
3、 奨学金制度の持続可能性を高めるためにはどのような策が必要か

このように、奨学金制度の改善・見直しにおいては、様々な対応が進められてきた。返済が困難な者に対する救済措置の拡充や回収強化策が取られたことで、実際に延滞率が低下するなど効果も現れている。だが、利用者の返済不安は未だ強く、今後は利用者の不安軽減を図るための実効性ある施策を実施する必要がある。以下では、そのための方策について考察する。

(1) 有利子から無利子への流れを加速、給付奨学金の充実を図る

まずは、無利子奨学金の拡充により有利子から無利子への流れを加速させること、そして、給付奨学金の拡充を進めていくことが挙げられるだろう。各年度における JASSO の奨学金事業額は、1 兆円前後の水準が続いている（図表 4）。「貸与型」のみであった 2012 年度は、有利子奨学金が 8,139 億円と全体の 75%を占めていたが、その後は、直近まで減少し続けている。一方、無利子奨学金は、貸与額・貸与人員の拡充策により 2019 年度まで貸与額が増加していた。2020 年度以降は、給付奨学金の拡充により給付額が大幅に増えている。奨学金の受給者数については、有利子奨学金の受給者数が減少する中で、それまでは 130 万人強だった全体の受給者数が、2020 年度以降は給付奨学金受給者の増加に伴い全体で 150 万人近くに増えた。毎年度の事業規模からは、特に給付奨学金の拡充が着実に進められていることがわかる。

図表 4 奨学金の事業額【左図】と受給者数【右図】

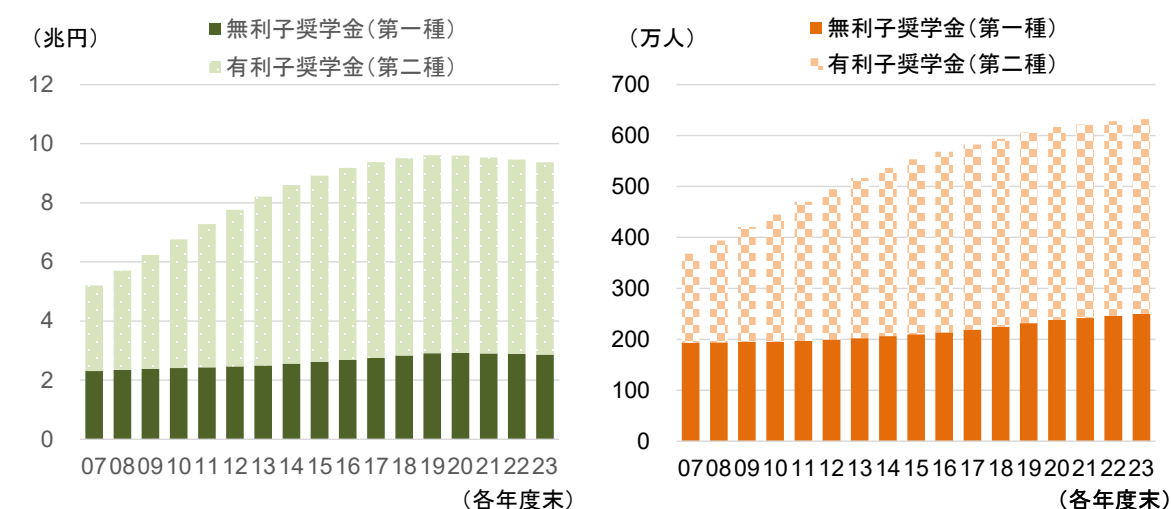


（出所）独立行政法人日本学生支援機構「奨学金事業に関するデータ集」をもとに大和総研作成

一方で、貸与金残高は2019年度末の9.6兆円をピークにその後は増えていないが（図表5左図）、今後は特に全体の2/3を占める有利子奨学金の残高が増えることも想定される。要因の一つは、金利の上昇である。有利子奨学金の返済においては、返済完了まで同じ金利が適用される「利率固定方式」と概ね5年ごとに見直される「利率見直し方式」（変動金利）がある。近年はこの利率が上昇しており、2025年3月（に貸与終了した者に適用される、以下同じ）の利率は、「利率固定方式」が1.641%、「利率見直し方式」が1.100%であった。2020年3月の利率（0.070%、0.002%）と比較すると、大幅な上昇である。

また、概ね5年ごとに見直される「利率見直し方式」は、見直し後の利率が上昇しており、2020年3月の利率0.002%は、第1回目利率見直し後は0.767%⁶に引き上げられた。つまり、2020年3月の貸与終了時に「利率見直し方式」を選択した利用者は、当初より大幅に高い金利で返済することになり、経済的な負担は増している。特に返済期間が長いほど金利上昇の影響を受けやすいが、近年は「減額返還制度」などの利用により返済期間が長期化しているケースも増えているだろう。今後の金利上昇局面においては、有利子奨学金の貸与金残高の増加、さらには、返済が困難な延滞者の増加も懸念されよう。JASSOには貸与中の利用者に対し、金利上昇により想定される返済への影響や今後の見通しについての情報提供と、貸与額の見直しを促す対応を行い、返済負担の軽減につながる取り組みを強化していくことが求められる。

図表5 JASSOの貸与奨学金の貸与金残高【左図】と要返還者数（貸与中含む）【右図】



（出所）独立行政法人日本学生支援機構「JASSO 年報」をもとに大和総研作成

（2）奨学金の返済支援に新しい動き

地方公共団体では、すでに給付型、貸与型の奨学金事業を実施しているが、地方創生に向けた施策の一環として、地元企業へ就職する者の奨学金の返済を支援する動きも広がっている。2015年度に取り組みが開始された当初は実施団体数が5県97市町村であったが、2024年度には47都道府県816市区町村に増えた⁷。2023年度までに累計5.3万人が奨学金の返済支援の対象と

⁶ 適用期間は2025年3月28日～2030年3月27日。

⁷ 内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局「地方公共団体における奨学金返還支援取組状況について（2024年6月1日時点）」（2024年12月）

なっている。また、労働力不足が深刻な地方企業を中心に、企業が独自に奨学金の返済を支援する動きもある。2021 年度に JASSO が導入した「奨学金返済支援（代理返還）制度」は、企業等が従業員の奨学金返還残額を JASSO へ直接送金することで、社員の奨学金の返済を肩代わりするという制度で、利用企業数が 2024 年 10 月末現在で 2,587 社⁸となっている。

実際に地方公共団体からの支援を受けた人々の中には、奨学金の返済負担が解消されたことで、やりがいを持って仕事に取り組んでいる人や地元企業で働き家庭を築きたいという希望が叶ったという人もいて、満足度を高く感じている様子がうかがえる。人手不足に悩む企業にとっても離職率の改善などの効果が見られ、若年層の人口流出に悩む地方公共団体にも地方回帰の流れを生み出す期待が高まる。若者の経済的な支援につながる新たな取り組みとして、今後の地方と企業による支援の拡充が望まれる。

(3) 制度の周知徹底を図る

確認したように、政府はこれまで様々な制度の見直し、改善を行ってきたが、利用者である国民にその内容があまり理解されておらず、支援が必要な層が制度を利用できていない可能性が指摘できる。労働者福祉中央協議会「高等教育費や奨学金負担に関するアンケート調査報告書」（2024 年 6 月実施）によると、2024 年度からの「高等教育の修学支援新制度」における新たな拡充策（給付奨学金の支援対象が年収要件を満たす多子世帯などにも拡充された）についての周知度は、「聞いたこともない・知らない」が半数以上を占め、特に世帯年収が低い層ほど「聞いたこともない・知らない」という回答が多かった。

また、奨学金に関する情報を掲載する民間企業の調査（ガクシー「奨学金に関する実態調査 2023 年」⁹）においても、返済義務のない給付奨学金に関する認識をたずねたところ、「知らなかった（奨学金は借りるものだと思っていた）」（16.5%）と「給付（もらえる）奨学金は知っていたが、自分・自分の子供は対象ではないと思っていた」（21.4%）を合わせると、約 4 割と少ない結果であった。これらの結果は、給付奨学金の支援対象で利用を希望している層であっても、利用していない（できていない）可能性を示唆するものである。まずは制度の周知徹底を図り、支援が必要な層への確実な支援の提供を目指すことが重要だろう。

【参考文献】

- 大内裕和（2015）「日本の奨学金問題」『教育社会学研究』第 96 集, 2015 年 7 月 15 日, pp. 69-86, 一般社団法人日本教育社会学会
- 白川優治（2018）「奨学金制度の歴史的変遷からみた給付型奨学金制度の制度的意義」『日本労働研究雑誌』No. 694, May 2018, pp. 17-28, （独）労働政策研究・研修機構
- 独立行政法人日本学生支援機構「JASSO 年報」（各年度版）

⁸ 独立行政法人日本学生支援機構ウェブサイト「[若手人材に選ばれる企業へ！企業等の奨学金返還支援制度](#)」

⁹ PR TIMES ウェブサイト「[ガクシー『奨学金に関する実態調査 2023 年』を発表](#)」